

1

けいかく さくてい しゅし もくてき  
計画策定の趣旨と目的

近年、我が国においては、少子高齢化や地域のつながりの希薄化による地域コミュニティの衰退といった課題や、人々の生活様式の多様化等、生活環境の変化や人々が抱える課題が複雑化する等、障がいのある人を取り巻く環境も大きく変化しています。

国においては、平成26年に「障害者の権利に関する条約」を批准、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）を施行し、障がい福祉の分野に限らず、教育や防災をはじめとする様々な分野において、障がいの有無によって分け隔てられることがなく、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けた施策の展開が進められています。

本市においても、「障害者基本法」に基づき「甲賀市第2次障がい者基本計画」（平成26年度）を策定し、「みんなで向きあい、支えあう 安心・交流・生きがいのある福祉のまち 甲賀」の基本理念のもと、障がいのある人の自立と社会参加に向けた支援を総合的に推進してきました。また、障がいのある人の生活支援として「第5期障がい福祉計画」「第1期障がい児福祉計画」（平成29年度）を策定し、各種障害福祉サービス及び地域生活支援事業や児童福祉法に基づくサービスを提供しています。

これらの計画の期間が終了するにあたり、これまでの取り組み成果や課題を明確にし、障がいのある人の現状や国の障害者施策を踏まえ、「甲賀市第3次障がい者基本計画」「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

**「障害」「障がい」の表記について**

「障害」と「障がい」の表記については、法令や制度によるものは「障害」、それ以外については「障がい」と記載しています。

## 福祉制度の実践

戦後の混乱期や社会福祉が世間の人々の関心事にもならなかった時代から、常に利用者の立場に身を置き、未発達であるわが国の福祉制度に息吹を吹き込んだ実践家が、滋賀県から数多く輩出されてきました。

戦後から今日までの間に、福祉実践を通じて、社会福祉の専門化、制度施策化等に、生涯にわたり取り組んでこられた方々がいました。

甲賀市において、昭和27年に創設された信楽学園は、創設者の池田太郎氏の理念や糸賀一雄氏の主張した生産教育の大切さを今日に引き継ぎ、障がいのある人の社会的自立に大きく貢献しています。そして、信楽学園の創設者である池田太郎氏の『はたらく』ことを通して『地域で実践』し、ものづくりを通してひとつづくりへ、そして、まちづくりへと展開してきたことが礎となり、さまざまな事業が推進されています。

### ●池田太郎氏

信楽学園の開設とともに、信楽のまちにやってきた池田太郎氏は、知的障がいのある人たちが、人として尊重され、歓びをもって暮らしていくための支援を進めました。職員の育成から始まった信楽学園の立ち上げ、そして、全国初の成人を受けとめる信楽青年寮の開設、現在のグループホームにあたる民間下宿の開拓、事業者の協力を得ての就労等、彼らの幸せのために地域を取り込んだ先駆的な福祉を実践してきました。

### ●糸賀一雄氏

「この子らを世の光に」という有名な言葉を残した糸賀氏は、戦後日本の新しい社会福祉基盤をつくった一人とされます。没後50年を経た今なおその業績は高い評価を受け、理論派の福祉の父として尊敬されています。数多くの言葉を残した糸賀氏ですが、中でも「福祉は人なり」という言葉にも表わされているように、福祉に携わる後継者としての人材発見とその養成に大きく寄与しました。



### (1) 障害者の権利に関する条約の批准

国では、平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成 26 年 1 月にこの条約を批准しました。

### (2) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方に合わせ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、平成 23 年に障害者基本法の一部が改正され、障がいのある人の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策等が追加されました。

### (3) 障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、家庭や施設等で障がいのある人に対する虐待を発見した場合に自治体への通報を義務付けているほか、養護者による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けること等が盛り込まれました。

### (4) 障害者総合支援法（障害者自立支援法から改称）の改正

平成 25 年 4 月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活及び社会生活の総合的な支援を目的として、改正・施行されました。障がいのある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームとグループホームの一元化、重度訪問介護サービスの対象拡大等が定められました。

また、平成 30 年 4 月からは、地域生活の支援として、新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されました。

## (5) 児童福祉法の改正

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（現障害者総合支援法）と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設・事業が、児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年の同法改正により、平成 30 年度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

## (6) 障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとされました。

## (7) 障害者差別解消法及び滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の施行

障がいのある人への差別を解消するため、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

なお、滋賀県では、平成 31 年 4 月に、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とした「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が一部施行、同年 10 月には全部施行されました。何人も障がいを理由とする差別をしてはならないことが規定され、また、差別に関する相談・解決のための体制整備を強化し、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策として、障害者差別解消相談員と地域相談支援員（地域アドボケーター）が配置されました。

## (8) 成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年 5 月に施行されました。

地域住民の需用に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化等が規定されました。

## (9) 発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族等も含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援等が規定されました。

## (10) 障害者雇用促進法の改正

平成 28 年の改正により、障がいのある人に対する差別の禁止や、合理的配慮の提供義務が示され、平成 30 年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人が加えられました。

また、令和元年の改正により、障がいのある人の活躍の場を拡大するため、国及び地方公共団体に、障害者活躍推進計画の作成及び公表と、障害者雇用推進者（障害者雇用の促進等の業務を担当する者）及び障害者職業生活相談員の専任や、障がいのある人の雇用状況を的確に把握すること等が規定されました。

令和 3 年 3 月に、民間企業の法定雇用率は 2.3%に引き上げられ、対象となる企業の範囲が常用雇用労働者 43.5 人以上に拡大されます。また、国、地方公共団体等は 2.6%、都道府県等の教育委員会は 2.5%に引き上げられました。

## (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成 27 年 1 月から新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施され、対象疾病数が令和元年 7 月に 333 疾病に拡大されました。

## (12) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正

平成 30 年 6 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正が公布され、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実等、ソフトの対策を強化することが規定されました。

## (13) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

平成 30 年 6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術は障がいの有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであるため、障がいのある人による文化芸術活動の推進、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることとされました。

## (14) <sup>どくしょ</sup>読書<sup>ほう しこう</sup>バリアフリー法の施行

令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいによって読書が困難な障がいのある人の読書環境の整備が自治体の責務とされました。

## (15) <sup>とくべつしえんきょういく</sup>特別支援教育<sup>どうこう</sup>についての動向

特別支援教育の動向として、平成22年には、障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について検討を行うため、中央教育審議会に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が設置され、平成24年7月には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（初等中等教育分科会報告）」が取りまとめられました。同報告の中では、合理的配慮について明記され、平成25年8月には、障がいのある児童生徒等の就学手続について、特別支援学校への就学を原則とする従来の仕組みを改め、市町村教育委員会が、障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする等の学校教育法施行令の改正を行うこととされました。平成26年1月に国において障害者権利条約を批准しており、特別支援教育を一層推進することとされています。

## (16) <sup>だい</sup>第4次<sup>じしょうがいしゃ きほんけいかく</sup>障害者基本計画

国においては、平成30年度から5年間を計画期間とした第4次障害者基本計画の考え方として、アクセシビリティの向上に向けた社会的障壁の除去のため、障がいのある人のアクセシビリティ向上の環境整備や社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れること、また、性別・年齢による複合的困難への配慮として、複合的困難に直面する障がいのある人に対するきめ細かい配慮を行うこと等が示されています。

## (17) <sup>しがけんしょうがいしゃ</sup>滋賀県障害者<sup>しん</sup>プラン2021

滋賀県においては、滋賀の未来をつくっていくための将来ビジョンである「滋賀県基本構想」を具体化するための障がい福祉に関する施策の指針および実施計画として、令和3年度から6年間を計画期間とするプランが策定されています。障がいのある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、すべての人が持っている力を発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できることを基本的な姿勢として共生社会の実現に向けて取り組みを進めています。

プランのうち「重点施策」等については、3年目に評価及び必要に応じた見直しが行われる予定です。

## (18) <sup>ちいききょうせいしゃかい すいしん</sup>地域共生社会の推進

平成 29 年 6 月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定され、地域共生社会の実現に向けた内容が示されました。

## (19) <sup>ちいききょうせいしゃかい じつげん</sup>「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」<sup>しゃかいふくしほうとう いちぶ かいせい ほうりつ</sup>の成立<sup>せいりつ</sup>

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、令和 3 年 4 月から施行される予定です。



**(1) 計画の性格**

障がい者基本計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市が、それぞれに活動を行うための指針となります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい福祉施策を円滑に実施するために、計画期間である令和3年度から令和5年度の障がい福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画となります。

**(2) 根拠法令**

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、改正児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたる法定計画で、3計画を一体の計画として策定します。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第11条3項)	障害者総合支援法 (第88条)	児童福祉法 (第33条20)
国	障害者基本計画 (第4次) (平成30～令和4年度)	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	
県	滋賀県障害者プラン 2021 (令和3～8年度)		
甲賀市	第3次障がい者基本計画 (令和3～8年度)	第6期障がい福祉計画 (令和3～5年度)	第2期障がい児福祉計画 (令和3～5年度)
計画期間	6年間	3年間	3年間

**障がい者基本計画**

様々な分野にわたる障がいのある人への支援、福祉サービス等にかかわる施策の方針を定める計画

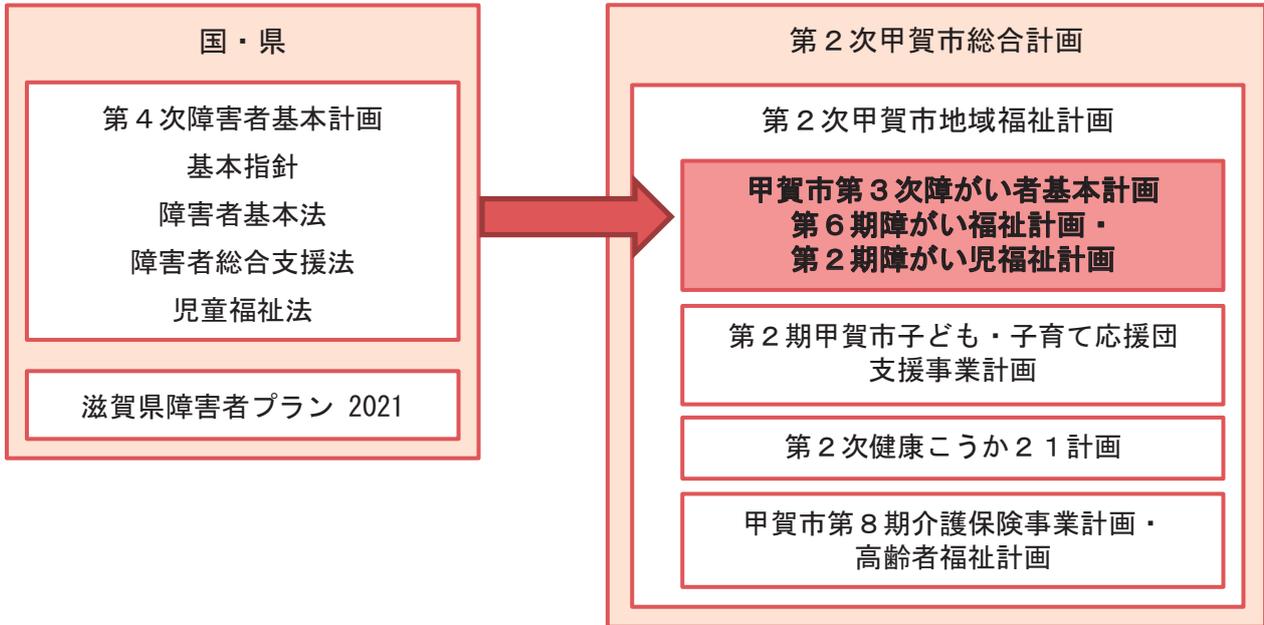
- ◎生活支援 ●保健・医療 ●教育・文化芸術活動・スポーツ等  
●雇用・就業 ●生活環境 ●情報アクセシビリティ ●安全・安心  
●差別の解消及び権利擁護の推進 ●行政サービス等における配慮 ●国際協力

**障がい福祉計画・障がい児福祉計画**

「生活支援」にかかわる具体的なサービス等の見込量と確保方策を定める計画

### (3) かんれんけいかく 関連計画

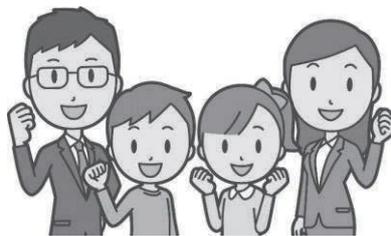
本計画は、国が定める根拠法及び計画に基づくとともに、本市のまちづくりの方針である「第2次甲賀市総合計画」及び「第2次甲賀市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する福祉分野の計画である「甲賀市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」「健康こうか21計画」との整合性を保ち策定します。



## 4

### けいかく たいしょう 計画の対象

本計画の性格を踏まえ、障がいのある人が地域社会で自立をめざし、積極的な社会参加を進めるためには、障がいのある人に対する理解と認識を深めることが重要です。そのため、本計画は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民を対象とします。



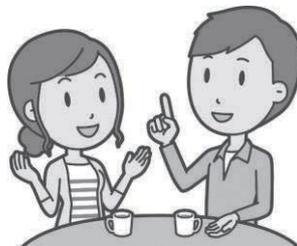
## 5

けいかく きかん  
計画の期間

甲賀市第3次障がい者基本計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間で、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間として策定します。

ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や制度改正等により必要に応じて計画の見直しを行います。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
甲賀市障がい者基本計画			第2次障がい者基本計画	第3次障がい者基本計画					
甲賀市障がい福祉計画			第5期障がい福祉計画	第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
甲賀市障がい児福祉計画			第1期障がい児福祉計画	第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		



**(1) 障害福祉計画等策定委員会の設置**

本計画を実効性あるものとするため、関係機関である障がい者団体関係者、保健・医療・福祉事業所関係者、学識経験者、行政機関関係者等による策定委員会を設置し、計画の検討を行います。また、市の附属機関である障害者施策推進協議会の意見や自立支援協議会からの提言書の内容を反映します。

- ① 甲賀市障害者施策推進協議会：平成 21 年 4 月 1 日条例設置
- ② 甲賀市障害福祉計画等策定委員会：平成 26 年 2 月 10 日要綱設置
- ③ 甲賀地域障害者自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）  
：平成 7 年に自立支援協議会のモデルとして設置

**(2) アンケート・ヒアリングの実施**

本計画の策定にあたり、障がいのある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向を把握するため、障がいのある人及び障害福祉サービス事業所に対してアンケートを実施しました。また、関係団体等へのヒアリング調査により、障がいのある人が地域で暮らし続けるにあたっての悩みや課題を聴きました。

これらアンケート及びヒアリングにおいて明らかになったニーズや課題を踏まえ、本計画を策定します。

区分	障がい者アンケート	事業所アンケート	関係団体ヒアリング
対象者	障害者手帳を所持しているサービス利用者及び福祉サービス利用者	甲賀市内の障害福祉サービス事業所	甲賀市内の障がい者関係団体
対象者数	1,000 人	53 法人 (94 事業)	8 団体
調査期間	令和元年 11 月～12 月	令和 2 年 7 月～8 月	令和 2 年 7 月～8 月
調査方法	郵送	郵送・メール	郵送・メール・ヒアリング
有効回収	603 件 (60.3%)	70 事業所 (74.5%)	8 件 (100%)

**(3) パブリック・コメントの実施**

計画案の概要を公開し、広く意見を聴取する「パブリック・コメント」を実施し、そこで寄せられた意見を計画へ反映します。